



坊守籍簿登録について



真宗大谷派では、「住職又は教会主管者の配偶者を坊守と称する。」(寺院教会条例第 20 条)
「坊守籍簿に登録されない者は、坊守の待遇を受けることができない。」(寺院教会条例施行条規第 31 条)
と定められております。

坊守登録をされなくても「坊守」と称することはできますが、坊守登録をされていないと
下記に記載されております本山や教区における各種共済及び諸願事等の手続きや待遇を受
けることができませんので、坊守登録をお勧めいたします。

坊守登録を希望される方、坊守登録の有無について分からない方は三条教務所までご連絡
ください。

- 坊守章** 坊守登録をされると、坊守章を依用することができます。
- 褒賞** 坊守登録後 30 年、50 年それぞれ在任された方には教区より表彰状が贈られます。
- 各種共済** 申請いただくと本山、教区より共済金が給付されます。

- (1) 弔慰金
- | | | |
|------|-------------|--------------|
| (本山) | 坊守 50,000 円 | 前坊守 30,000 円 |
| (教区) | 坊守 20,000 円 | 前坊守 10,000 円 |

坊守、前坊守が亡くなられた際に本山、教区それぞれから給付されます。

- (2) 弔問金 坊守 20,000 円 ※弔問金につきましては前坊守、准坊守は対象外となります。

毎年 1 回ずつ、身体障害者福祉法第 4 条に規定する身体障害者の方、病気等で 2 カ月以上の入院加療ま
たは 6 カ月以上の自宅医療を要する方で業務に著しい支障をきたす方に給付されます。

傷害保険・団体医療・がん補償制度

申請いただくと急な怪我や病気を被った場合、一定の保険金が支払われます。
詳細につきましては三条教務所までご連絡ください。

※傷害保険は、2022 年 1 月 1 日 16 時までの現加入分をもって廃止されます。

諸願事

坊守登録をされておられませんと以下の願事等の申請をすることができません。

- (1) 院号法名(院号許可)
(2) 院号法名御染筆願
- } 事務手続き等につきましては、三条教務所までご連絡ください。

申請方法

住職、前住職あるいは候補衆徒の配偶者であって、坊守籍簿登録申請用紙と登録しようとする本人の住民票
を提出していただき申請してください。なお、住職に配偶者がいない場合であって、特に必要がある御寺院に
つきましては、満 20 歳以上の寺族の中から選定したものを坊守と称することができます。事務手続きの詳細
につきましては三条教務所までご連絡ください。

- ※坊守籍簿登録申請用紙は三条教務所にごさいます。
※前坊守、准坊守も坊守籍簿登録申請をすることができます。

願事礼金 坊守籍簿登録申請 20,000 円

【お問合せ・申し込み】真宗大谷派三条教務所 TEL 0 2 5 6 - 3 3 - 2 8 0 5 (担当 水野)